

## 環境施設の配置に関する規定について(案)

平成19年4月13日  
経済産業省地域経済産業政策課

### 1. 現行制度

- (1) 新設工場における環境施設の配置については、工場立地準則により、「面積率が15%以上になるものを工場の敷地の周辺部に、当該工場の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行う」必要がある(工場立地準則第4条)。

これは、外部環境と生産活動とを空間的に遮断するためには、工場敷地の周辺部に緑地等の環境施設を重点的に配置する必要があることを踏まえたものである。

- (2) 他方、既存工場(昭和49年6月28日以前に設置された工場)における環境施設の配置については、「周辺の地域の土地の利用状況、当該既存工場の敷地の利用状況を勘案して、可能な限り当該地域の生活環境の保持に寄与するように行う」との扱いとしている(工場立地準則備考)。

既存工場について、環境施設の敷地の周辺部への配置の割合を規定していないのは、既存工場は、予め一定以上の環境施設を設置することを想定して敷地を確保しているものではなく、一部立替え時に生産施設のビルド面積に応じて環境施設を段階的に確保するとしても、その配置については敷地レイアウト上の制約が大きいことを踏まえたものである。

<地域準則により環境施設面積率を25%から15%に引き下げられる場合>

#### ・現存する新設工場

工場が15%まで環境施設を削減し、他の施設を設けようとする場合、環境施設の全てが敷地の周辺部に残る形で削減。

#### ・地域準則設定後に新規立地する工場

工場が面積率15%の環境施設を置く場合、その全てを敷地の周辺部に配置。

#### ・既存工場

引き続き、可能な限り地域の生活環境の保持に寄与するように行う。

## 2. 検討

環境施設の面積率については、地域産業活性化法（通称）において、15%を下回る面積率の設定も可能となることから、環境施設の配置の規定についても、これに対応するものとする必要がある。

### <対応案>

- (1) 新設工場における環境施設の配置については、現行制度において、地域準則により環境施設面積率を15%に引き下げる場合に、15%相当以上の環境施設を敷地の周辺部に配置することとしていることを踏まえ、環境施設面積率が15%未満の場合においても、市町村が定める環境施設面積率相当以上の環境施設を敷地の周辺部に配置するものとする。
- (2) 既存工場における環境施設の配置についても、現行制度と同様、「周辺の地域の土地の利用状況、当該既存工場の敷地の利用状況を勘案して、可能な限り地域の生活環境の保持に寄与するように行う」ものとする。

### <敷地の周辺部に置く環境施設の面積率の下限>

				<現行>	<新制度>
・	環境施設面積率	25% :	敷地周辺への配置	15%	15%
・	”	20% :	”	15%	15%
・	”	15% :	”	15%	15%
・	”	10% :	”	規定なし	10%
・	”	5% :	”	規定なし	5%

準則改正条文（案）（改正箇所は下線部）

（現行）

（環境施設の配置）

第四条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

（改）

（環境施設の配置）

第四条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第 号）第十条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、当該準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。